

10月2日付ご質問事項への回答

令和2年10月29日
国土交通省航空局
首都圏空港課

(1) 令和2年3月29日の新ルート開設後に生じた、新ルートを利用した航空機からの部品が消失した件数は何件あるのか。事案ごとに、消失した部品の名称、重量、形状、材質、面積、縦横の長さ、消失日時、消失場所、被害の有無、航空便名、航空機会社名、発覚のきっかけ、その他国交省が把握している情報をお示し願いたい。

【回答1】

航空機の部品欠落について航空会社から報告を求める制度により、令和2年3月29日から7月31日までの間に国土交通省に対して報告があった部品欠落のうち、発見直前に羽田空港の新飛行経路を運航していた航空機におけるものは、北風時のC滑走路離陸機において2件（2部品、うち1件の概要は6月に回答済み）、南風時のA滑走路着陸機において1件（1部品）、C滑走路着陸機において6件（6部品）、B滑走路離陸機において0件である。各部品欠落の概要は以下の通りである（当該制度により報告を受けた情報は公表を前提としているものではないため、法人が特定される航空便名・航空機製造会社名については回答を差し控える）。

なお、部品欠落の報告制度は、空港到着後等の点検において航空機の部品が無くなっていることが確認された場合に報告を求めるものであり、当該部品の欠落日時・場所や、欠落による被害状況を特定できるものではない。

このため、発見直前に羽田空港の新飛行経路を運航していた航空機における部品欠落についても、新飛行経路において発生したと断定できるものではない。

また、国土交通省においては、これらの部品欠落により被害が発生しているとの報告は受けていない。

北風C滑走路離陸機

- ・部品の名称：ネームプレート
- ・部品の重量：1.0g
- ・部品の材質：アルミニウム
- ・部品の寸法：4 cm × 7 cm
- ・発見経緯：中部国際空港到着後の機体点検で発見

南風A滑走路着陸機

- ・部品の名称：スクリュー
- ・部品の重量：6.0 g
- ・部品の材質：チタニウム
- ・部品の寸法：1.7 cm × 0.5 cm

- ・発見経緯：羽田空港到着後の機体点検で発見

南風C滑走路着陸機

- ・部品の名称：スクリュー
- ・部品の重量：1.0g
- ・部品の材質：スチール
- ・部品の寸法：0.5 cm × 1.5 cm
- ・発見経緯：整備作業中に発見

- ・部品の名称：ボルト
- ・部品の重量：0.7g
- ・部品の材質：メタル
- ・部品の寸法：0.5 cm × 1.2 cm
- ・発見経緯：整備作業中に発見

- ・部品の名称：スタティックディスクチャージャーの一部
- ・部品の重量：0.5g
- ・部品の材質：カーボン
- ・部品の寸法：13 cm × 0.5 cm × 0.5 cm
- ・発見経緯：羽田空港到着後の機体点検で発見

- ・部品の名称：プラカード（円形）
- ・部品の重量：31.0 g
- ・部品の材質：アルミニウム
- ・部品の寸法：直径 16.7 cm × 0.06 cm
- ・発見経緯：整備作業中に発見

- ・部品の名称：スタティックディスクチャージャー
- ・部品の重量：20.0 g
- ・部品の材質：カーボン
- ・部品の寸法：23 cm × 0.5 cm × 0.5 cm
- ・発見経緯：羽田空港到着後の機体点検で発見

- ・部品の名称：スクリュー
- ・部品の重量：2.0g
- ・部品の材質：メタル
- ・部品の寸法：2 cm × 0.5 cm
- ・発見経緯：羽田空港到着後の機体点検で発見

(2)消失した部品のうち把握できるのは一部であるとの話も聞く。すべての消失した部品を把握できているのか否か、お示し願いたい。

【回答2】

国土交通省においては、羽田空港を含む主要7空港において、空港到着後等の点検により判明した航空機の部品の欠落について航空会社から報告を求める制度を設けているところである。

これまで、国土交通省において当該報告制度の趣旨の周知を徹底した結果、各航空会社において、部品欠落が起こりやすい箇所の点検強化や点検を行う際の整備士等の意識の向上のための取組等が行われている。

加えて、羽田空港においては、2019年3月から空港管理者である国による駐機中の機体のチェック実施しており、2020年からも体制強化を行うなど、更なる点検強化を図っているところである。

こうした取組により、点検精度の向上に努めているところである。

(3)国交省の定義として「落下物」と「消失した部品」はどのように異なるのか。

【回答3】

国土交通省においては、航空機からの物体の落下を目撃した旨や航空機から落下したと疑われる物体を発見した旨の通報等を受けた場合（当該物体が空港内で発見等された場合を除く。）に、同省の職員による現地調査等を踏まえ、当該物体が航空機からの落下物であるかどうかの判断を行っており、この制度により航空機からの落下物であると認定された物体を「落下物」と定義している。

一方、空港到着後等の点検において、航空機の部品が無くなっていることが確認された場合については、「部品欠落」と定義している。なお、「落下物」として認定された物体は「部品欠落」の集計からは除外している。

以上

(別紙)①

5月25日付資料要求への回答

令和2年5月26日
国土交通省航空局
首都圏空港課

国土交通省においては、羽田空港を含む主要7空港において、着陸後の機体チェック等により判明した航空機の部品の欠落について航空会社から報告を求める制度を設けているところである。

本制度は、お尋ねのように部品が離陸後から着陸までの間に欠落したかどうかを断定できるものではないが、本制度により国土交通省として把握している3月29日から3月31日までの部品欠落のうち、発見直前に新飛行経路を運航していたものは、北風時のC滑走路離陸機において1件（1部品）、南風時のA滑走路着陸機において0件、C滑走路着陸機において0件、B滑走路離陸機において0件である。

なお、4月1日以降の部品欠落件数については、現在精査を行っているところである。

以上

(別添) ②

6月12日付資料要求への回答

令和2年6月12日
国土交通省航空局
首都圏空港課

6月12日付で頂いた資料要求（欠落部品の材質及び写真）に対し、以下のとおり回答いたします。

欠落部品の材質：アルミ

欠落部品の写真及び欠落していない飛行機の同様部品：航空機の部品の欠落について航空会社から報告を求める制度においては、写真の提出を求めていないため、持ち合わせていない。

また、欠落していない他の飛行機の同様の部品についても上記と同様であるため、持ち合わせていない。

以上

(別紙) ③

6月3日付資料要求への回答

令和2年6月3日
国土交通省航空局
首都圏空港課

6月3日付で頂いた資料要求に対し、以下のとおり回答いたします。

①欠落した1件について、重さとどのような部品であったか。

(回答)

5月26日付で回答した欠落部品の概要は以下のとおりである。

- ・部品：パネル、カバー類
- ・重さ：50g以上100g未満

②4月1日以降の報告があれば教えていただきたい。

(回答)

4月1日以降の部品欠落件数については、現在精査を行っているところであり、4月分については6月中旬を目途に精査を完了する予定である。



以上

航空機からの落下物の疑いのある事案への対応について

1 聞き取り内容（令和2年2月3日（月））

2月2日（日）夕方、通報者が豊島区千早3丁目付近を自転車で北に向かって進んでいたところ、航空機の翼付近から、黒くて丸いものがフワッとまっすぐ地面に向かって落ちてきた。一緒にいた子どもも「見た」と言っている。航空会社はわからなかった。
あつという間だったので写真は撮れなかつたが、時刻を確認すると17:01だつた。
方面としては通報者から見て西側、板橋区と練馬区の境界あたりではないかと思われる。住宅街なので、家屋等に当たっていないか心配している、とのこと。

2 確認内容

2月2日（日）17:00前後に豊島区千早3丁目付近を航行していた8便の運航者（ANA、JAL、SNJ及び海上保安庁）に部品脱落等がなかつたかを確認したところ、各運航者において確認した上で該当ない旨報告があつた。
運航者の報告内容及び具体的な被害が確認されていないことを通報者に説明。

【当時豊島区千早3丁目付近を航行していた便】

便名	機種	時刻（JST）
ANA468	B773	16:51
JAL260	B763	16:54
SNJ40	B738	16:57
JAL612	B738	17:03
ANA852	B788	17:07
ANA258	B763	17:10
(海保)	GULF	17:14
ANA32	B788	17:15

※：豊島区千早付近は、概ね4,000フィートを飛行

[経過](#)[答弁本文\(HTML\)](#)[質問本文\(PDF\)](#)[答弁本文\(PDF\)](#)

平成二十八年十一月十日提出
質問第一三三号

航空機からの落下物に関する質問主意書

航空機からの落下物に関する質問主意書

現在、羽田空港の国際便の拡張にともない、従来は海上であった、旅客機の離発着ルートが、人口密集地の上空となる。そこでお尋ねする。

今後新たに、人口密集地の上空を飛行するルートで何便が離発着するのか。上空を飛ぶ地名と便数と離発着時間帯をお示し願いたい。世界でこれほどの便数が人口密集地の上空を飛ぶ事例はあるのか。安全対策は万全なのか。内閣の見解を問う。

航空機からの部品脱落、いわゆる落下物(以下、「航空機落下物」という)に関してお尋ねする。

航空法第百十一条の四及び航空法第百三十四条に基づく報告の定義をお示しいただいた上で、この報告によると、全国で航空機落下物の事案は何件あるのか、過去十年の件数をお示し願いたい。また、平成二十七年度一年間のすべての脱落部品の名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付をお示し願いたい。

また、できるだけ遡って、過去、最大重量の航空機落下物はどのくらいの重さなのか、お示し願いたい。名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付、被害状況をお示し願いたい。さらに過去、重量の重い順に航空機落下物ワースト五を前述の項目とともにお示し願いたい。

以上を踏まえ、航空落下物の現状について内閣の見解をお示し願いたい。

羽田空港の国際便が拡張されることに伴って、落下物対策をどのように検討したのか、検討の経緯と対策の詳細について内閣の見解をお示し願いたい。

右質問する。

[経過](#)[答弁本文\(HTML\)](#)[質問本文\(PDF\)](#)[答弁本文\(PDF\)](#)

[経過 質問本文\(HTML\)](#)[質問本文\(PDF\)](#) [答弁本文\(PDF\)](#)

平成二十八年十一月十八日受領
答弁第一三三号

内閣衆質一九二第一三三号
平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島理森 殿

航空機からの落下物に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

航空機からの落下物に関する質問に対する答弁書

「今後新たに、人口密集地の上空を飛行するルートで何便が離発着するのか」及び「上空を飛ぶ地名と便数と離発着時間帯をお示し願いたい」とのお尋ねについては、御指摘の「人口密集地」が具体的にどのような地域を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、東京国際空港（以下「羽田空港」という。）における新たな飛行経路案（以下「新経路案」という。）について、平成二十八年七月二十八日に開催された国土交通省、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等により構成される首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会（以下「協議会」という。）において示したところである。新経路案によれば、南風時の十五時から十九時までの間並びに北風時の七時から十一時三十分までの間及び十五時から十九時までの間に新たな飛行経路を運用することとしており、新経路案に関し、想定される離着陸の回数及び航空機が上空を通過することが想定される地域について、例えば南風時のA滑走路については、着陸する回数は、一時間当たり十四回であり、通過する地域は、例えば東日本旅客鉄道株式会社の恵比寿駅付近及び同社の大井町駅付近であり、また、例えば南風時のC滑走路については、着陸する回数は、一時間当たり三十回であり、通過する地域は、例えば東京地下鉄株式会社の広尾駅付近並びに首都高速道路一号羽田線、湾岸線及び中央環状線の大井ジャンクション付近であり、さらに、例えば北風時のC滑走路については、離陸する回数は、一時間当たり二十二回であり、通過する地域は、例えば首都高速道路湾岸線の荒川湾岸橋付近及び主要地方道東京市川線の船堀橋付近である。

「世界でこれほどの便数が人口密集地の上空を飛ぶ事例はあるのか」とのお尋ねについては、その意味するところが必ずしも明らかではないが、外国の空港に係る飛行経路について一例を挙げれば、英国のヒースロー空港においては、ロンドン市街地上空を通過する飛行経路が設定されている。

お尋ねの「航空法第百十一条の四及び航空法第百三十四条に基づく報告の定義」については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、機体部品の航空機からの脱落については、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百十一条の四の規定に基づき、平成二十六年十月一日から、同法第百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者(以下「本邦航空運送事業者」という。)等は、国土交通大臣に対し、面積が千平方センチメートル以上又は重量が一キログラム以上の機体部品の航空機からの脱落を確認した場合には報告しなければならないこととされており、また、同法第百三十四条の規定に基づき、平成二十一年四月一日から、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又は最大離陸重量が三千百七十五キログラムを超える回転翼航空機を運航する本邦航空運送事業者等に対しでは、機体部品のうち、面積が百平方センチメートル以上のもの、非金属製の重量が二百グラム以上のもの若しくは金属製の重量が百グラム以上のもの、長さが百センチメートル以上のラバーシール又は全損しているライト類のいずれかに該当するものの航空機からの脱落を確認した場合には同大臣に対し報告するよう求めているところである。

「この報告によると、全国で航空機落下物の事案は何件あるのか、過去十年の件数をお示し願いたい」とのお尋ねについては、同法第百十一条の四及び第百三十四条の規定に基づき、機体部品の脱落を確認した場合の報告が開始された平成二十一年四月一日から平成二十八年十月三十一日までに、同大臣が、本邦航空運送事業者等から受けた報告(以下「機体部品脱落の確認報告」という。)の件数は、四百三十七件である。

「平成二十七年度一年間のすべての脱落部品の名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付をお示し願いたい」とのお尋ねについては、機体部品脱落の確認報告のうち、落下した日付又は脱落を確認した日付が平成二十七年度であるものにつき、脱落部品について、①名称、②大きさ、③重量、④落下場所、⑤落下した日付及び⑥脱落を確認した日付を報告ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

①レンズ ②縦約六・五センチメートル、横約五センチメートル ③約二百四十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年四月三日

①エコロジー ボトル ②縦約十五センチメートル、横約九センチメートル ③約四十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年四月十日

①ライト ②不明 ③約二百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年四月十四日

①レンズ ②縦約二十センチメートル、横約十センチメートル ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年四月二十六日

①タイヤトレッド ②縦約五十七センチメートル、横約十六センチメートル ③約六百グラム ④広島空港内 ⑤平成二十七年五月六日 ⑥平成二十七年五月六日

①ボルト(二本) ②それぞれ縦約五センチメートル、横約五センチメートル ③それぞれ約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月九日

①ブレーキディスク ②縦約三センチメートル、横約三センチメートル ③約百グラム ④長崎空港内 ⑤平成二十七年五月十一日 ⑥平成二十七年五月十一日

①リング ②直径約四センチメートル ③約二十グラム ④岡南飛行場内 ⑤平成二十七年五月十四日 ⑥平成二十七年五月十四日

①レンズ ②縦約十二センチメートル、横約十二センチメートル ③約八百三十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月十五日

①ドレインマスト ②縦約五十七センチメートル、横約三十五センチメートル ③約一・八キログラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月十九日

- ①フェイスシート ②縦約五十・八センチメートル、横約三十九・四センチメートル
 ③約二十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月二十三日
- ①シール ②縦約七十九センチメートル、横約二・五センチメートル ③約三百グラム
 ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月二十四日
- ①パネル ②縦約二十三センチメートル、横約六センチメートル ③約二十グラム
 ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年六月十一日
- ①ライト ②不明 ③約六百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月一日
- ①レンズ ②縦約十五センチメートル、横約十センチメートル ③約二百七十五グラム
 ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月四日
- ①レンズ ②縦約十五センチメートル、横約十センチメートル ③約五十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月五日
- ①ライト ②不明 ③約六百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月九日
- ①ブレーキディスク ②縦約三センチメートル、横約三センチメートル ③約百グラム ④新千歳空港内 ⑤平成二十七年七月九日 ⑥平成二十七年七月九日
- ①ライト ②不明 ③約六百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月十一日
- ①スプリング ②縦約二十センチメートル、横約三・五センチメートル ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月十六日
- ①レンズ ②縦約二十センチメートル、横約十センチメートル ③約二百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月十七日
- ①テープ ②縦約三十センチメートル、横約三十センチメートル ③約五十グラム
 ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月十七日
- ①タイヤトレッド ②縦約六十九センチメートル、横約八センチメートル ③約二百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年七月二十二日
- ①タイヤトレッド ②縦約六十四センチメートル、横約五センチメートル ③約四百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年八月五日
- ①フェアリング ②縦約三十一・七五センチメートル、横約六・三五センチメートル
 ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年八月七日
- ①ウインドウ ②縦約三十九センチメートル、横約二十三センチメートル ③約四百三十一グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年八月七日
- ①ドレインマスト ②縦約二十二センチメートル、横約十六センチメートル ③約三十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年八月二十八日
- ①レンズ ②縦約十三センチメートル、横約九センチメートル ③約百三十四グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年九月十三日
- ①フェアリング ②縦約二十五センチメートル、横約十センチメートル ③約二百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年九月三十日
- ①シール ②縦約六十一センチメートル、横約二・五センチメートル ③約三百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年九月三十日
- ①ヒンジ ②縦約五センチメートル、横約五センチメートル ③約百五十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年十一月五日
- ①キャップ ②縦約十センチメートル、横約十センチメートル ③約二百四十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年十一月五日
- ①タイヤトレッド ②縦約三百センチメートル、横約三十センチメートル ③約五キログラム ④ムンバイ空港内 ⑤平成二十七年十一月七日 ⑥平成二十七年十一月七日
- ①プロテクターディスク ②縦約十五センチメートル、横約十五センチメートル ③

約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年十一月九日

①ヒートシールド ②縦約二十二センチメートル、横約十三センチメートル ③約百九十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年十一月十三日

①レンズ ②縦約十センチメートル、横約八センチメートル ③約三百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年十一月二十四日

①ボルテックスジェネレーター ②縦約三センチメートル、横約ニセンチメートル ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年十二月八日

①ラブストリップ ②縦約百センチメートル、横約八センチメートル ③約九百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年十二月十三日

①フェアリング(二個) ②縦約九十センチメートル、横約三十センチメートル及び縦約五センチメートル、横約〇・ニセンチメートル ③約六百グラム及び約五十グラム ④シカゴ・オヘア国際空港内 ⑤平成二十七年十二月二十九日 ⑥平成二十七年十二月二十九日

①ジャンクションボックス(二個) ②それぞれ縦約百ニセンチメートル、横約十四センチメートル ③それぞれ約八キログラム ④シカゴ・オヘア国際空港内 ⑤平成二十七年十二月二十九日 ⑥平成二十七年十二月二十九日

①パネル ②縦約四十センチメートル、横約二十センチメートル ③約九百五十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年一月五日

①シール ②縦約二百二十四センチメートル、横約三・八センチメートル ③約六百七十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年一月九日

①ライナー ②縦約百十四センチメートル、横約八センチメートル ③約五百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年一月二十七日

①フェアリング ②縦約三十二センチメートル、横約十センチメートル ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年二月九日

①レンズ ②縦約十八センチメートル、横約八センチメートル ③約三百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年二月十三日

①パネル(三枚) ②それぞれ縦約九十五センチメートル、横約二十五センチメートル ③それぞれ約二百五十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年二月十六日

①パネル ②縦約四十センチメートル、横約五センチメートル ③約二十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年二月十九日

①ストラップ及びレンズ ②縦約二十センチメートル、横約一センチメートル及び縦約五センチメートル、横約二センチメートル ③合計約百三十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年二月十九日

①ブレード ②縦約十センチメートル、横約三・八センチメートル ③約二百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年二月二十日

①レンズ ②縦約十センチメートル、横約八センチメートル ③約五百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年三月九日

①テープ(二枚) ②それぞれ縦約二十六センチメートル、横約二十六センチメートル ③それぞれ約百五十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年三月十日

①パネル ②縦約三十センチメートル、横約十五センチメートル ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年三月二十八日

①シール ②縦約六十一センチメートル、横約二・五センチメートル ③約三百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年三月二十八日

①スプリング ②縦約十五センチメートル、横約十五センチメートル ③約九百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十八年三月三十日

「できるだけ遡って、過去、最大重量の航空機落下物はどのくらいの重さなのか、お示し願いたい。名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付、被害状況をお示し願いたい。さらに過去、重量の重い順に航空機落下物ワースト五を前述の項目とともにお示し願いたい」とのお尋ねについては、機体部品脱落の確認報告のうち、機体部品の重量が大きい方から五件目となる重量以上の六件につき、脱落部品について、①名称、②大きさ、③重量、④落下場所及び⑤落下した日付を報告ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりであり、また、いずれにおいても被害はなかった。

①タイヤトレッド ②縦約四百センチメートル、横約五十一センチメートル ③約二十三キログラム ④新千歳空港内 ⑤平成二十一年七月三日

①フェアリング ②縦約二百センチメートル、横約六十センチメートル ③約二十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十四年十一月五日

①タイヤトレッド ②縦約四百十五センチメートル、横約三十三センチメートル ③約十三・七キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十六年十一月二十八日

①タイヤトレッド ②縦約三百三十センチメートル、横約三十センチメートル ③約十キログラム ④那覇空港内 ⑤平成二十四年十一月二十二日

①タイヤトレッド ②縦約百五十センチメートル、横約三十センチメートル ③約十キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十八年四月十四日

①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日

なお、機体部品脱落の確認報告に係る事例のほか、平成十八年度から平成二十七年度までの過去十年間ににおいて、空港周辺において発見されたものにつき、航空機からの落下物であるとして現時点で国土交通省として確認している限りでは二十一件の事例があり、当該事例のうち、落下物の重量が大きい五件での落下物は、全て機体部品であり、各事例につき、①落下した日付、②大きさ、③重量、④落下場所並びに⑤被害の有無及び被害があった場合はその内容を事例ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

①平成二十年五月十二日 ②縦約百四十七センチメートル、横約百二十六センチメートル及び縦約百四十七センチメートル、横約四十六センチメートル ③約十二キログラム及び約三・五キログラム ④千葉県香取市 ⑤有、種苗保護のためのビニールの破損

①平成十八年五月十日 ②縦約八十センチメートル、横約二十センチメートル ③約一・八キログラム ④千葉県成田市 ⑤無

①平成二十五年七月十五日 ②縦約八十センチメートル、横約二十センチメートル ③約一・八キログラム ④千葉県成田市 ⑤無

①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月二十一日 ②縦約三百二十五センチメートル、横約二センチメートル ③約六百グラム ④千葉県山武市 ⑤無

①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月下旬から同年九月上旬 ②縦約百七センチメートル、横約三・五センチメートル ③約四百九十グラム ④千葉県成田市 ⑤無

「安全対策は万全なのか」、「以上を踏まえ、航空落下物の現状について内閣の見解をお示し願いたい」及び「羽田空港の国際便が拡張されることに伴って、落下物対策をどのように検討したのか、検討の経緯と対策の詳細について内閣の見解をお示し願いたい」とのお尋ねについて、政府としては、航空事故その他の航空機の安全な運航に影響を及ぼす事態の発生や、航空機からの落下物の発生を未然に防止していくことが重要であると考えており、その対策に万全を尽くしてまいりたい。また、政府としては、新経路案について、平成二十七年七月から平成二十八年

一月にかけて関係地域で開催した住民説明会での意見も踏まえ、協議会において、落下物対策として、航空会社に対し点検及び整備の徹底を指導すること、駐機中の航空機を政府の職員がチェックする仕組みを新たに構築すること等を示したところであり、これらの落下物対策を早急に具体化し、安全対策を徹底してまいりたい。

[経過 質問本文\(HTML\)](#)

[質問本文\(PDF\)](#) [答弁本文\(PDF\)](#)